

衛星放送協会 人権宣言

一般社団法人衛星放送協会は、衛星放送を通じて、報道と表現の自由を重んじつつ、人権尊重の精神をもって、公正かつ正確な情報を提供することに努めています。当協会の会員社は、国際人権章典、労働における基本原則及び権利に関する国際労働機関(ILO)宣言などの人権に関する国際規範を遵守し、差別やハラスメントのない職場環境の実現や、基本的人権を尊重したコンテンツ・サービスの提供を目指すとともに、多様な価値観を受け入れ、包摂的な社会の構築に向けて取り組んで参ります。

また、ビジネスパートナーを含む全ての関係者に対して本宣言の遵守を期待します。

基本方針

1. 人権尊重の原則

国際的に認められた人権規範を遵守し、全ての個人の尊厳を尊重します。いかなる形態の差別、ハラスメント、または暴力を容認しません。性別、年齢、人種、民族、国籍、社会的身分、出自、思想、信条、宗教、障害の有無、性的指向や性自認などを理由とした差別を排除します。

2. 多様性と包摂性の推進

多様なバックグラウンドを持つ個人が共に働くことができる組織を目指します。性別、年齢、国籍、障害の有無などに関わらず、全ての人々が平等に機会を享受できるよう努めます。また、多様な意見や視点を尊重し、包摂的な職場環境を促進します。

3. 労働者の権利尊重

強制労働・過重労働・低賃金労働（最低賃金を下回る労働）・児童労働・あらゆるハラスメントを排除します。会員社は全ての役員と従業員が安全で健康的に働ける環境を提供するために努力します。また、ビジネスパートナーにも同様の環境の整備を期待し、労働環境の安全性と健康の確保に努めます。

4. 提供するコンテンツ・サービスにおける人権尊重

提供するコンテンツやサービスにおいて、報道と表現の自由を守るとともに、出演者や視聴者、取引先などのプライバシーを含む基本的人権を尊重し、社会の人権意識の向上に貢献します。

5. ステークホルダーとの協力

人権に関する取り組みについて、ステークホルダーとの協力と対話を推進します。従業員、ビジネスパートナー、地域社会、及びその他のステークホルダーとの連携を強化し、人権尊重の意識を広げます。

以上